

## ★小児の肺炎球菌ワクチンとヒブワクチンについて～接種開始時期で接種方法が変わります～

### 【小児の肺炎球菌ワクチン】

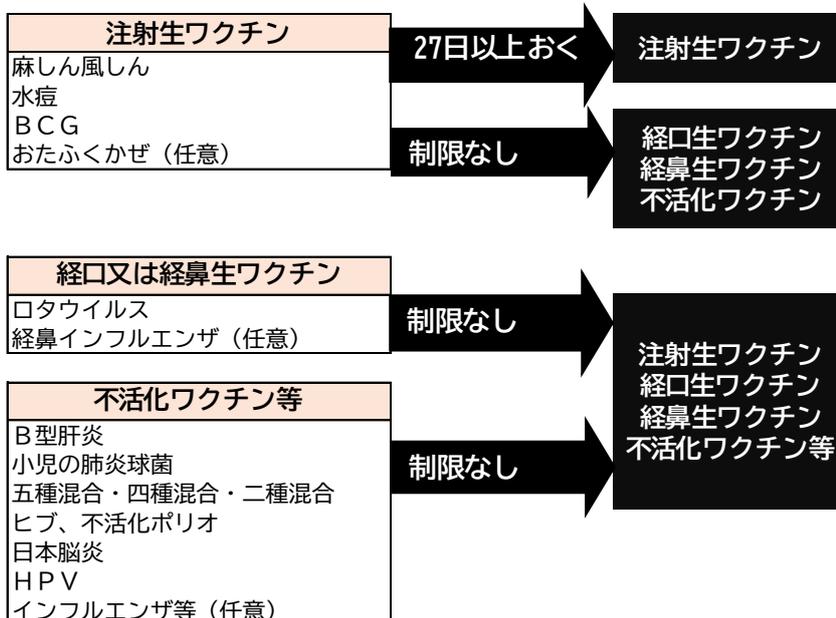
初回接種		追加接種
1回目の接種時期	接種間隔と回数	初回接種終了後からの間隔と回数
生後2月から 生後7月に至るまでの間	標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて3回。 ただし2回目及び3回目は生後24月に至るまでに接種。また2回目の接種は生後12月に至るまでとし、それを超えた場合3回目は接種しない。	生後12月に至った日以降（標準的には生後12月から生後15月に至るまでの期間）に、初回接種終了後60日以上の間隔をおいて1回。
生後7月に至った日の翌日から 生後12月に至るまでの間	標準的には生後12月までに27日以上の間隔をおいて2回。 ただし2回目接種は生後24月に至るまでとし、それを超えた場合は接種しない。	
生後12月に至った日の翌日から 生後24日に至るまでの間	60日以上の間隔をおいて2回	
生後24月に至った日の翌日から 生後60月に至るまでの間	1回	

### 【ヒブワクチン】

初回接種		追加接種
1回目の接種時期	接種間隔と回数	初回接種終了後からの間隔と回数
生後2月から 生後7月に至るまでの間	標準的には27日※から56日までの間隔をおいて3回。 ただし2回目及び3回目は生後12月に至るまでに接種し、それを超えた場合は接種しない。	初回接種終了後7月以上（標準的には7月から13月まで）の間隔をおいて1回。 ただし、生後12月に至るまでに初回接種（3回）を終了せずに、生後12月に至った日以降に追加接種を行う場合は、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上※の間隔をおいて1回。
生後7月に至った日の翌日から 生後12月に至るまでの間	標準的には27日※から56日までの間隔をおいて2回。 ただし2回目は生後12月に至るまでに接種し、それを超えた場合は接種しない。	初回接種終了後7月以上（標準的には7月から13月まで）の間隔をおいて1回。 ただし、生後12月に至るまでに初回接種（2回）を終了せずに、生後12月に至った日以降に追加接種を行う場合は、初回接種に係る最後の注射終了後、27日以上※の間隔をおいて1回。
生後12月に至った日の翌日から 生後60月に至るまでの間	1回	

※医師が必要と認めた場合には20日

## 2 異なる種類のワクチンを接種する場合の間隔



※任意予防接種について  
予防接種法には規定されておらず、被接種者（保護者）と接種医との相談によって判断し行われ、原則個人が費用を負担します。  
日南市では流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）の接種費用の一部を助成しています。

### 3 接種場所

指定医療機関

### 4 接種期間

年間を通して実施

### 5 予防接種を受ける時に必要なもの

- (1) 母子健康手帳
- (2) 予診票

※次の場合には、こども課で手続きが必要です。

- ①予診票が手元にない →再発行します。母子健康手帳と申請者の本人確認書類を持ってこども課へ。
- ②母子健康手帳を紛失した →履歴票を発行します。申請者の本人確認書類を持ってこども課へ。

### 6 料金

- (1) 定期接種：対象年齢範囲内での接種は無料
- (2) 任意接種（おたふくかぜ）：自己負担あり。市助成額（2,500円）以外を医療機関で支払います。

### 7 日南市以外（県内）の医療機関で接種する場合

接種予定の医療機関に接種可能か御確認のうえ接種をお願いします。

※任意接種（おたふくかぜ）は一旦全額自己負担になります。申請により市の基準額を上限に払い戻しが可能です。接種前に日南市こども課に連絡をお願いいたします。

### 8 県外で定期接種をする場合の手続き

接種前の手続きが必要です。接種費用は一旦全額自己負担になり、請求により市の基準額を上限に払い戻し（償還払い）が可能です。必ず接種前に、日南市こども課に連絡をお願いいたします。

【払い戻し手続きの詳細はこちら】



予防接種とは、ワクチンを接種して自分の体を守る「免疫」を身につけることです。ワクチンは、ウイルスや細菌または菌が作り出す毒素の力を弱めたものです。予防接種は感染症にかからない、かかったとしても症状を軽くしたりすることを目的にしています。適切な時期にワクチンを接種してあげましょう。

【予防接種の詳しい情報はこちら】

日南市ホームページ



厚生労働省ホームページ



接種先の医療機関と相談しながら、計画的に接種をしましょう。

わからないことは、こども課または接種先の医療機関にお問い合わせください。